

◇武藤 威 君

○議長（伊藤福章君）9番、武藤 威君の一般質問を許可いたします。武藤 威君、登壇願います。

（9番 武藤 威君 登壇）

○9番（武藤 威君）どうもご苦労さまです。武藤です。

今回、質問大きく分けて三つほど出しましたけれども、毎回質問要旨を早く出し過ぎて、県も通過して衆議院まで通過したのものもありますけれども、それなりに行きます。

まず最初ですけれども、後期高齢者医療制度の矛盾についてでございます。新聞、テレビ、各報道機関で報道されましたけれども、75歳以上の方が今年度から加入する後期高齢者医療制度の中で減免申請したけれども認められなかったということで、11月17日に後期高齢者医療制度審議会に審査請求を出したと、あちこちの報道機関で報道されました。

ここで、私なぜこれを取り上げるかということ、実は美郷町でも数はちょっと把握しておりませんが、10人から20人近いと思いますけれども、減免申請しておると聞いております。やはり、そういう減免申請した方の結果を何人かから聞きましたけれども、批判があるわけです。審査結果のおくれ、また申請者のほとんどは固定資産税や昨年度の国保税等が免除された方、いわば町から収入は少なくて税を支払えないと認められていた人たちで、いわゆる国保の減免を受けて認められていた人たちなわけですけれども、しかしこの後期高齢者医療制度に移行された方が今度は戻されたということでございます。

これはもちろん、よく調べてみましたら、減免の基準が違うからだと私は考えます。やはり、国保を運営する町では生活保護基準を用いながら低所得世帯を減免していると。一方、後期高齢者医療制度を運営する県の後期高齢者医療広域連合によりますと、倒産また災害等で収入が激減した場合、減免すると。もともと低所得の人には減免措置は適用しないということでございます。ただ、制度への批判を受けて保険料の軽減措置がとられておるわけで、低所得者の場合、今年度の保険料が年額5,700円ということのようですけれども、しかしながら例えば月2万5,000円ぐらいの年金で暮らしている方々にとってはこの5,700円は大金でございます。

このように、支払い能力のない高齢者からも保険料を取ることが許されるのかどうかと。この後期高齢者医療制度が一番近い現場にいる我々が一番よくわかるわけでございまして、やはりこの制度はこの美郷町からも見直す必要があるのではないかと、時にはやめる必要がないのかと、当局でも声を大きくしていかなければならない問題ではないかなと思うところから、まず一つ目として質問いたします。

次ですけれども、国保税収納率アップと無保険の子をなくすにはということでございますけれども、

たしか10月中旬の朝日新聞の記事に保険証なし2,000世帯、病院を我慢して歯抜け、また胃痛も我慢していると、新聞に大きく載っておりまして。国民健康保険税を滞納し、保険証を持たないためだと。県内では少なくとも2,000世帯あると。生活が苦しく、払いたくても払えない人たちに支援をしていくにはどうしたらいいのかと、新聞にでかでかと載っておりまして。

資格証明書の交付は市町村が判断する、滞納世帯全体に占める交付世帯の割合は町村によってばらつきがあるようでございます。

ところで、滞納世帯をどれだけ丁寧に接触するかのあらわれとも言えるのではないかなと思うわけでございますけれども、にかほ市では昨年8月、市民税や国保税、公営住宅家賃などの滞納者を多重債務など生活の問題をトータルで解決する収納対策本部を立ち上げたと載っておりまして。これには17の部署が縦割りの壁を破り、なぜ払えないのかを滞納者と一緒に考える姿勢が必要だと、それが特徴と言っておるわけでございます。この17部署が情報を共有し、滞納者の生活実態を把握しやすくなったとも言われております。多重債務を抱えていることもわかりまして、司法書士につないだケースも報告されております。過払い金を取り戻して滞納していた国保税を納め、保険証を手にした人もいと聞いております。減免や分割納入制度などが知られていないこともわかって、パンフレットをつくり、市内全戸に配布したと。担当者は滞納相談をきっかけに、生活をフォローするという意気込みのようでございます。

もちろん、当美郷町は収納率から見ると、大潟村、また東成瀬村に次いで収納率はいい方だと。こういう面から見れば、そういう係の方々のご労苦、努力と私ほうかがっておりますけれども、これまでのそうした収納率アップ、そのための手腕とでもいいますか、コツとでもいいますか、原因、また相手に支障を来さなかったのかも含めて、その辺をお聞きしたいわけでございます。ところで、先ほど冒頭に言いましたけれども、無保険の子、幸いこの美郷町ではいなかったわけですが、私がこの一般質問の通告をしたあたりですけれども、全国では3万2,000人ぐらい、秋田県では160人の無保険の子、中学生、小学生、乳幼児がいる。しかし、今はゼロですけれども、急いでやったようすけれども、仙北市ではいたと。

例えば、こういう場合どういうことが起きているのかということ、やはり今子供たちはスポーツで試合に行くと。また、修学旅行にも行くと。先生から保険証を提示しなさいと言われて、いろいろ不都合なこともあったという例も出されておるわけでございます。そのようなことは絶対あつてはならないことだと思いますし、恐らくこの後もそんなことはないという形で当町は進んでいくものと考えてはおりますけれども、その辺をお聞きしたいと思います。

また、次ですけれども、これもちょっとムード的にやりづらいところもございまして、この

間の政策等意見交換会、議会が近くなるとよくやりますけれども、そのときに給食費等、状況を考えるとき、学校給食運営委員会等で議論しているものだと報告されましたし、課長からはできるだけ値上げはしたくないと。教育長からは今、灯油も上がっているし、中国の食料も使いたくないし、なるだけ地産、地元のものを与えてやりたいし、やはり今伸び盛りの子供たち、今学校、頭も一番よいし、体力も秋田県人が一番よいと。なるほどな、と。恐らく、自分の孫しか見たことがございませんけれども、やはり学校から上がってくると疲れてカップヌードルその他を食べながらごろごろ、友達と遊ばないで1人で結構そういうパソコンですか、ファミコンですか、伸びるのは、全国平均1位になるのは雪国の特徴だなと。果たして喜んでいいものか、楽しんでいいものかわからないような気がしますけれども。

いずれにせよそういうことを言われましたけれども、ただ、私がここでこの間も言いましたけれども、考えましたけれども、食の安全と質を確保するための内部努力は既に限界に達しているというような報告のように感じられました。これは町外のことですけれども、給食関係に携わっている方で、原材料高騰の中で、例えばメロンをバナナにかえたとか、またスイカ1玉を38個、今度はあっちが見えるようにスライスしてやりくりしているというような努力もされておるわけでございますけれども、しかしながら、やはり給食食材費の高騰のあおりを受けて、食材店、生産農家、価格も余り転嫁することができないと。売り上げも減少していると。さらには、そうした陰で難儀している栄養士さん、値段交渉等で大変苦労していると。

しかしながら、皆さん、みんなが考えていただきたいと思います。確かに、原油、石油は安くなりました。昨年の11月4日ころからことしの11月初旬、四、五日の計算で、733円だか735円だかです。もう今は七百五、六十円下がったわけですが、しかしながら石油の値上げは2006年からずっと上がっておりますので、まだまだ高いという状況でございます。そういう中で今、年金暮らしでひとり暮らしのお年寄りの食料もですが、子供たちを学校にやっている父さん、母さんたち、それでなくても、会社いつ首になるんだかわからないというような状況になってくる中で、給食費の値上げをこれ以上押しつけられたらと心配する父さん、母さん、家族のじいちゃん、ばあちゃんまで心配されておるわけでございます。やはり少子化対策として児童手当の拡充、医療費の無料化など実施してきたわけでございますけれども、ところで義務教育の負担をどう軽減していくのかという課題は何か一歩か二歩おくれてきているような感じがするわけでございます。

憲法では、普通教育、義務教育は無償とすると、第26条に明確に書かれているわけでございますけれども、給食代だけでなく、副教材、また修学旅行等々の負担、これも決して軽いわけではないわけでございます。ですから、この憲法に照らしてみても教育とは一体どこまで我々が町で、国でもちろ

んですけども、義務教育として憲法どおりにしているのかどうかということをもうちょっと考えてみる必要があるのではないかと。やっぱり、学校給食の食材費を保護者負担としていることは憲法の精神に私は反するものではないかなと解釈しておりますけれども、その辺まだ今回の議案もろくに見ておりませんが、恐らくそれが今回のあれに出てくると思いますけれども、どういう形のどういう考えで、ただ油が高くなったから、子供たちがこれもっともっと食べるから、運営ができないから家族から義務教育費を出してもらおうということでしょうかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

以上、3点お願いします。

○議長（伊藤福章君）答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君）それでは、ご質問にお答えいたします。

初めに、後期高齢者医療制度の矛盾についてですが、県で設置しております秋田県後期高齢者医療審査会のこのたびの審査結果のおくれについては、制度開始間もないということもありまして、申請書類の点検に多くの時間を要するとともに、その審査会の体制が整わず、審査がおくれたようですが、極めて遺憾なものと存じます。今後はこのようなことがないものと信じております。

さて、後期高齢者医療制度については議員もご承知のとおり、高齢化に伴い、医療費の一層の増大が見込まれる中、国民皆保険という現在の制度を将来にわたり持続可能なものとするため、現役世代と高齢者とともに支え合う制度として創設された制度です。その保険料については、負担能力を勘案し、低所得者に必要な配慮が行われておりますし、また減免制度についてはこうした配慮にもかかわらず、年度途中で負担能力が著しく低下する場合もあることから、そうした場合の対応策として用意されております。

現在、秋田県後期高齢者医療広域連合ではこうした考え方のもとで国から示された減免基準に基づいて条例等を定めておりますが、ご承知のとおり、後期高齢者医療制度については制度施行当初から高齢者の方々の不安が大きく、国でも5年後とされていた見直しを前倒しして、今後1年をめどに必要な見直しを検討するとしております。

ご質問の減免制度の見直しについても、今後の国の制度見直しの中でどう議論されるのか、現段階ではその推移を注意したいと存じます。

次に、国保税の収納率などについてですが、美郷町の国民健康保険税については、厳しい経済情勢の中にあっても納税者の税制度へのご理解と高い納税意識のもとで高い収納率を維持しており、関係する皆様に改めて感謝とお礼を申し上げます。

さて、その賦課徴収についてですが、各般の取り組みで納税意識の浸透に努めているほか、おおむね行政区ごとに組織されている納税貯蓄組合からも納期内納税などについて頑張ってもらっています。また、窓口や臨戸訪問では納税者のそれぞれの事情を考慮して、納期限の延長や分納に応ずるなど、きめ細やかな対応に心がけているほか、昨年、町としても新設した納税対策班も町税及び公金について昼夜にわたり懸命の臨戸訪問を実施しており、こうした取り組みが結果として収納率につながっているものと認識しております。今後とも税制度へのご理解のもと、高い納税率を維持していくよう、全般にわたって努力を重ねてまいりたいと存じます。

また、国民健康保険におけるいわゆる無保険の子への対応についてですが、現行の国民健康保険法上、特別な事情なく保険税を1年以上滞納する世帯に対しては、その世帯に子供がいるかないかにかかわらず被保険者証を返還させ、かわりに資格証明書を交付することとなっておりますが、美郷町では子供に保険税滞納の責任はないとの考え方から、このような世帯の世帯員であっても高校生以下の子供に対して一般の被保険者証を交付する特別な措置を既に講じているところです。

今般、国民健康保険法の改正が衆議院を通過し、来年4月から国保保険者共通の取り扱いとして資格証明書交付の対象となる保険税滞納世帯の中学生以下の子供に対して、有効期間が6カ月と短い短期被保険者証を交付する取り扱いとなります。滞納の増加は国保制度の存続にかかわり、滞納防止も保険者としての自治体の役割であることから、今回の法改正においては滞納世帯との接触機会をできるだけ確保するため短期保険者証の交付となったもので、町といたしましては、改正後の国民健康保険法の趣旨を踏まえまして、次回の被保険者証更新時期である来年10月までに改めて保険証交付の取り扱いについて検討してまいりたいと存じます。

最後に、給食費の材料の高騰についてですが、法律の関係もございますし、実務内容にも言及することになりますので、教育長に答弁させます。

以上です。

○議長（伊藤福章君）教育長、登壇願います。

（教育長 後松順之助君 登壇）

○教育長（後松順之助君）学校給食の運営につきましては、昭和29年制定の学校給食法に規定されております。その中で、経費の負担については第6条により施設設備費や人件費については学校の設置者が負担すること、その他の食材料費については児童生徒の保護者が負担することと定められています。このことから、町では施設設備や施設維持管理及び調理員の経費などについてはすべて町で負担しており、保護者の皆さんからは食材に要する経費を給食費という形で徴収し、徴収した経費すべてを食材費に充当いたしております。

給食費については、食材の流通価格、必要栄養素の確保等、総合的に考慮し決定しておりますが、今後とも学校給食法の規定に従った経費負担で実施してまいりたいことをまずはご理解いただきたいと存じます。

さて、議員も詳しくお話しいただいたわけではありますが、給食費の維持運営につきましてはもろもろの条件が重なってまいりました。小売価格がここに来て大分安くなった、下落したとは申せ、平成19年夏からの原油価格の高騰、あるいは20年4月からの中国産問題、こうしたことから美郷町学校給食センターでは献立の見直し、それから高騰している油の使用を控える、あるいは使用する食材の工夫や価格の安定している地場産食材の使用などで対処してしのいできているところであります。

しかし、これも議員ご指摘のとおりではありますが、このままの状況では現在供給している給食の質を確保することは極めて困難であることはどなたもご存じのことではないかなと思います。このようなことから、心苦しいではありますが、平成19年4月より1食当たり小学校255円、中学校285円で実施してきました給食費であります、1食当たり10円増を余儀なくされておるところであります。

改定につきましては、議員ご指摘のとおり、今月2日に保護者の皆さんや学校関係者を委員とする学校給食センター運営委員会を開催し、ご理解を得たところであります。そして、この案件を今後教育委員会に提案の予定であります。

さて、学校給食につきましては、バランスのとれた栄養豊かな食事を提供することにより、児童生徒の体位の向上、身体健康の増進を図ることはもちろんであります、望ましい食習慣、協働、協調の精神などを身につけさせることを目的に実施しております。最近、食育の一環としての役割も担っており、学校としては特別活動の学級活動として位置づけ、指導しております。

今後とも、地域の食文化を認識し地産地消の推進を図るとともに、安全安心な食材の提供、バランスのとれた食事の提供に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上であります。

○議長（伊藤福章君）再質問ありますか。9番、武藤 威君の再質問を許可します。

○9番（武藤 威君）実はきのう、秋田県庁の隣の裁判所で二つの裁判があつてその傍聴に行ってきましたけれども、ちょうど減免していた方が今回払えないで広域からだめだと言われた、それがおかしいことで裁判かけて、まだ始まったばかりでまだまだ続くわけですけれども、ただ、1回目の流れを見てみますと、二つ見ましたけれども、平行線という、どちらからも意見を聞くような形でしたけれども、結果的に私裁判官でも何でもありませんけれども、黙って後ろにいて聞いておりましたら、やはりこの制度は矛盾がある、最終的にどう決まるかわかりませんが、そういうように何人かの傍聴人、ほとんどの傍聴人だと思いますけれども、そう感じてきましたし、やはりこれはまだおか

しいのではないかと。だって、生活保護を受けて、あした食えないということで町から免除されているものが、同じ系統の保険制度、年いったばかりでさらに払えないと。これは今の憲法から何からいっても矛盾しているのではないかなと。これはまだまだ後で議論されていく問題だと思いますし、これ以上町長に聞いたって返事もできないだろうし、これはこれとしていいですけども。

今、教育長から給食法によって親御さん、家庭で食事代を払うということになっていると、決まっていると。わかりました。わかりましたけれども、これは今聞いたって各自治体に聞かなければわかりませんが、今このような材料費等の高騰によって保護者が大変だと、しかも今子供もどんどん産んでふやして丈夫な子供をつかってほしいということで、一般財源から出している自治体が出ていると聞いております。今、ここに資料はございませんけれども、うちへ帰ればわかりますけれども、そうすると学校給食法というのはどこで守ってどこでは守らなくていいものか、その辺調べておきたいと思いますけれども、もしわかりましたら教えていただきたいと思います。

いずれにせよ、やはりこの町のこの国の子供たち、伸び盛り、もともと今の少子化を考えると、町でもおらほで出す分はこれだけだから、家庭でなんぼ苦しいといっても自分の子供のために出せというやりくりで行政が動いていっていいものかなと、私はちょっと疑問に思いますけれども。その人その人の考えだと思いますけれども。いずれにせよ、わからないけれども、わかりました。

ところで、最後ですけども、そうすれば関係ある人は、ちょっと新聞で見ましたから余りプライバシーもありますけれども、聞きませんけれども、現在、資格証明書は大体何人ぐらい。それ最後に。

○議長（伊藤福章君）町長。

○町長（松田知己君）資格証明書の再質問に対する答弁の前に、先ほど答弁させてもらった私の言葉で訂正させていただきます。国保税に関する答弁の中で、納税対策班という言葉をお話しましたが、滞納対策班の誤りですので、謹んで訂正いたします。

なお、資格証明書の件については福祉保健課長に答弁させます。

○議長（伊藤福章君）福祉保健課長。

○福祉保健課長（辻 一志君）ただいまのご質問についてお答えいたします。

平成20年12月1日現在でございますが、資格証明書の交付世帯数は15世帯になっております。

○9番（武藤 威君）減ったの。わかりました。終わります。

○議長（伊藤福章君）これで9番、武藤 威君の一般質問を終わります。